

薬生衛発 0830 第 3 号  
令和 5 年 8 月 30 日

各省庁契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和 5 年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第 67 回中央最低賃金審議会において令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和 5 年 7 月 28 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、各省庁に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和 5 年 4 月 28 日生食発 0428 第 6 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添、以下「ガイドライン」という。）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。」こととしています。

各省庁におかれては、今後検討される最低賃金額の引上げ等を受け、ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。発注時においてガイドラインに基づき建築保全業務労務単価を活用して入札価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費が上昇する可能性がありますので、契約金額の変更検討についてご配慮願います。

特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインの「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」のなお書きにあるとおり、変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願いいたします。